

○美祢市低入札価格調査実施要領

平成20年3月21日

訓令第71号

改正 平成28年3月29日訓令第10号 平成31年3月20日訓令第8号
令和3年2月18日訓令第1号 令和3年12月7日訓令第27号

(趣旨)

第1条 この訓令は、美祢市財務規則（平成20年美祢市規則第61号）第86条に規定する最低価格の入札者以外の者を落札者とするために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 この訓令の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、競争入札により発注する予定価格が3,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 市長は、対象工事等の請負契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとする。

2 調査基準価格は、次の各号に掲げる工事区分に応じて、当該各号に定める額とする。この場合において、各費目に所定の率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事） 予定価格の算出基礎となった直接工事費の10分の10の額、共通仮設費の10分の9の額、現場管理費の10分の8の額、一般管理費の10分の7の額の合算額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、請負工事費の構成において機器単体費を含む場合は、直接工事費（機器単体費を除く）の10分の10+機器単体費10分の9.2+共通仮設費の10分の9+現場管理費の10分の8+一般管理費等の10分の7の額の合算額とする。

(2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事） 予定価格の算出基礎となった直接工事費（現場管理費相当額（次に掲げる工事の区分に応じて算定した額。以下同じ。）を減じた額とする。）の10分の10の額、共通仮設費の10分の9の額、現場管理費（現場管理費相当額を加算した額とする。）の10分の8の額、一般管理費の10分の7の額の合算額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

ア イを除く営繕系工事 直接工事費に10分の1を乗じて得た額

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に10分の2を乗じて得た額

(3) 営繕系工事（解体工事） 前号の規定による合算額の10分の6.5の額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

（入札参加者への周知）

第4条 入札執行者は、調査基準価格を下回った入札は必ずしも落札者とならず直ちに入札を打ち切り、低入札価格調査及び審査後改めて落札者を決定することがある旨を入札執行前に周知する。

（入札の執行）

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は調査基準価格未満の入札であるため落札決定を保留し、後日その結果を通知する旨を宣言し、及び調査基準価格を読み上げた上で入札を終了する。

（低入札価格調査の実施）

第6条 入札執行者は、前条の規定により入札を終了した場合において、当該入札の最低価格入札者（次条第1項第3号の判断基準額未満の価格を入札した者を除く。以下「調査対象者」という。）に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて判断するため、低入札価格調査を実施するものとする。

2 入札執行者は、低入札価格調査を実施するにあたり、入札日の翌日から起算して3日以内（週休日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日等及び年未年始の休日等を除く。）に次に掲げる資料を提出させ、低入札価格調査の実施概要（別記様式第1号）を作成するものとする。

- (1) 低入札価格調査表（別記様式第2号）
- (2) 手持工事の状況（別記様式第3号）
- (3) 技術者等の配置計画（別記様式第4号）
- (4) 労務者の確保計画（別記様式第5号）
- (5) 下請予定業者一覧表（別記様式第6号）
- (6) 施行体系図兼下請契約計画調書（別記様式第7号）
- (7) 入札価格の内訳書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

3 入札執行者は、第7条第1項第3号の判断基準額を適用しない工事及び解体工事について、前項各号に掲げる資料のほか、次に掲げる資料を併せて提出させるものとする。

- (1) 手持資材一覧表（別記様式第8号）

- (2) 購入予定資材一覧表（別記様式第9号）
- (3) 手持機械一覧表（別記様式第10号）
- (4) 安全対策の計画（別記様式第11号）
- (5) 過去に施工した公共工事（別記様式第12号）
- (6) 建設副産物の搬出予定地（別記様式第13号）
- (7) 経営内容状況及び信用状況が分かる資料

4 入札執行者は、低入札価格調査に際し調査対象者が提出期限までに資料等の提出を行わない場合、提出資料に必要事項が記載されていない場合など調査に協力しない場合は、入札を無効とするものとする。

（判断基準）

第7条 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。ただし、当分の間、製造の請負及び解体工事にあつては第2号の基準、土木等一般工事（機器単体費を含むものに限る）、機械設備工事及び電気設備工事にあつては第2号及び第3号の基準は適用しない。

(1) 基本的判断基準

- ア 低入札価格調査に協力的であること。
- イ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- ウ 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

(2) 数値的判断基準（入札価格内訳書の審査基準）

- ア 数量が仕様書に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。
- イ 材料及び製品が設計仕様に適合した品質又は規格であること。
- ウ 建設廃棄物の適正な処理費用が計上されていること。
- エ 直接経費（直接工事費と共通仮設費の合算額）が設計金額の80パーセント以上であること。
- オ 各工種金額（中項目）が設計金額の50パーセント以上であること。
- カ 共通仮設費積上分が設計金額の50パーセント以上であること。
- キ 共通仮設費率計上分（準備費、安全費等）が設計金額の50パーセント以上であること。
- ク 管理費（現場管理費と一般管理費の合算額）が設計金額の45パーセント以上であること。

(3) 判断基準額

- ア 調査基準価格から調査基準価格の2パーセントを差し引いた額（その額に1,000円未

満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)を判断基準額とし、判断基準額を下回った入札は、当該契約の内容に適合した履行がなされないものとみなし、不落札とする。

- 2 前項の判断に当たっては、低入札価格調査審査表(別記様式第14号)及び入札価格比較表(別記様式第15号)を活用する。

(契約内容に適合した履行がされると認めたときの措置)

第8条 低入札価格調査及び前条の判断基準に基づき、入札執行者が、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、当該調査対象者を落札者と決定するものとする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置)

第9条 低入札価格調査及び第7条の判断基準に基づき、入札執行者が、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、低入札価格等の審査及び意見について(依頼)(別記様式第16号)を作成し、当該入札の指名審査を行った美祢市建設工事等指名審査会要綱(平成20年美祢市訓令第94号)に定める審査会の意見を求めるものとする。

- 2 審査会の意見が入札執行者の意見と同一であったときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の最低価格に次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定するものとする。

- 3 前項の場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき、第6条から前条まで及び前2項の規定を準用する。

- 4 審査会の意見が入札執行者の意見と異なるときは、審査会は、入札執行者に再度低入札価格調査を指示するものとし、その結果、なお、契約に適合した履行がされないおそれがあると認めるに足りる合理的な理由があるときは、当該調査対象者を落札者とせず、次順位者を落札者と決定する方法については、前2項の規定を準用する。

(審査結果の通知)

第10条 入札執行者は、落札者と決定した者に対しては落札者と決定した旨を、入札者全員に対しては決定の結果を低入札価格調査の実施結果について(別記様式第17号)により、通知しなければならない。

(審査結果の公表)

第11条 決定の結果は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に伴う情報の公表等に関する要綱(平成20年美祢市訓令第74号)に基づき公表する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年3月21日から施行する。

(対象となる工事の特例)

- 2 当分の間、次の各号に掲げる工事については、第2条の規定にかかわらず、競争入札により発注する予定価格が130万を超えるものを対象とする。

(1) 土木系工事のうち、土木等一般工事の請負工事費の構成において機器単体費を含む工事、機械設備工事又は電気設備工事

(2) 営繕系の工事のうち、機械設備工事、電気設備工事又は解体工事

附 則 (平成21年訓令第11号)

この訓令は、平成21年3月16日から施行し、改正後の美祢市低入札価格調査実施要領の規定は、平成20年8月1日から適用する。

附 則 (平成21年訓令第12号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第42号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、指名通知を行った対象工事等の入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年訓令第20号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第36号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに指名通知を行った対象工事等の入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年訓令第21号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則（平成26年訓令第24号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第7号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令第8号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第27号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

低入札価格調査の実施概要

工 事 名 : _____

調査実施の業者名 : _____

項 目	内 容
1 その価格で入札した理由及び入札価格 (内訳書添付)	
2 手持工事の状況	
3 手持資材・購入予定資材の状況	
4 手持機械の状況	
5 労務者の確保計画	
6 安全対策の計画	
7 技術者等の配置計画	
8 過去に施工した公共工事の成績	
9 建設副産物の搬出予定の状況	
10 下請予定業者の状況	
11 経営状況及び信用状況	
12 その他	
13 数値的判断基準	
14 判断結果	

別記様式第2号(第6条関係)

低入札価格調査表

入札者 住所

氏名

(担当者:
連絡先 TEL:)

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 価 格	円

1 その価格で入札した理由

- ※1 本市設計書の積算体系に準じた入札価格の内訳書(工事費内訳書)を添付すること。
- 2 工事費内訳書に基づき、当該価格で入札した理由(低価格で施工することが可能となる理由)を具体的に記載すること。
特に工事の品質、下請契約、労働条件、安全対策の適正確保の事項等についても記載すること。

別記様式第3号(第6条関係)

手持工事の状況

発注者	元請 下請 区分	工事名	契約金額 (千円)	技術者名		着手年月	備考
				監・主	専・非	完成予定年月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	

- ※1 本様式には、市内での手持ち工事の件名を記入し、その工事の場所が図面上で確認出来ること。また対象工事の位置及び対象工事を中心に半径10kmの円も描くこと。図面の縮尺は自由とする。
- 2 技術者欄の「監・主」は、監理技術者・主任技術者の略。該当するものに○印をつけること。
- 3 技術者欄の「専・非」は、専任・非専任の略。該当するものに○印をつけること。
- 4 下請の場合は、備考欄に元請業者名を記入すること。
- 5 間接費の節減が可能な対象工事があれば、備考欄に「節減対象」と記入すること。
- 6 該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載すること。

別記様式第7号(第6条関係)

工事名：
 工事価格： 円
 (入札価格・消費税を除く。)

【元請負人に関する事項】

元請業者名	
所在地	
現場代理人名	
監理技術者名	
主任技術者名	
主任技術者名	
主任技術者名	
工事内容	
下請・見積金額計 (消費税を除く。)	円

施工体系図兼下請契約計画調書

【下請負人に関する事項】

下請業者名		許可番号	大臣・知事 特定・一般 第 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形 (日)

下請業者名		許可番号	大臣・知事 特定・一般 第 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形 (日)

下請業者名		許可番号	大臣・知事 特定・一般 第 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形 (日)

※調査業務、安全管理委託等についても記載すること。

安 全 対 策 の 計 画

1 安全対策の確保について

2 使用予定資機材

3 保安要員等の計画

4 その他

別記様式第 14 号 (第 7 条関係)

低入札価格調査審査表

1 調査対象業者名： _____

2 調査基準額

①入札書比較価格 (消費税を除いた価格)

②調査基準価格

③調査対象入札価格 _____ 円 (適・否)

3 数値的判断基準

(1) 見積内訳書の審査基準

基 準	判定	否とした場合の理由
①数量は仕様書 (参考資料を含む。) に計上した設計数量である	適・否	
②材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格である	適・否	
③建設廃棄物は適正な処理費用が計上されている	適・否	
④直接経費 (直接工事費 + 仮設費) は設計金額の 80% 以上である	適・否	
⑤各工種金額 (中項目) は設計金額の 50% 以上である	適・否	
⑥共通仮設費積上分 (指定仮設分) は設計金額の 50% 以上である	適・否	
⑦共通仮設費率計上分 (準備費・安全費等) は設計金額の 50% 以上である	適・否	
⑧管理費 (現場管理費 + 一般管理費) は設計金額の 45% 以上である	適・否	

4 基本的判断基準

基 準	判定	否とした場合の理由
①調査に協力的である	適・否	
②企業努力による適正な見積に基づく公正の価格競争の結果である	適・否	
③工事の手抜きにつながるおそれがない	適・否	
④下請けへのしわ寄せにならない	適・否	
⑤労働条件の悪化につながらない	適・否	
⑥安全対策は徹底されている	適・否	
⑦その他	適・否	

5 総合判断

契約の内容に適合した履行がされる	適・否
------------------	-----

ただし、当分の間、製造の請負にあつては「数値的判断基準」を、機械設備工事、電気設備工事及び解体工事にあつては「数値的判断基準、判断基準額」は適用しない。

別記様式第 16 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

審 査 会 長 様

監理課長

低入札価格等の審査及び意見について(依頼)

低入札価格に該当すると認められる下記の工事について、美祢市低入札価格調査実施要領第 6 条の規定により調査しましたので、同要領第 9 条第 1 項の規定に基づき委員の意見を求めます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
入 札 執 行 日	
調 査 実 施 の 業 者 名	
入 札 価 格	円 調査基準価格 円
調査項目及び結果(要領第 7 条各号による調査結果) (1) 低入札価格調査の実施概要(別記様式第 1 号) (2) 添付資料①業者からの提出書類(別記様式第 2 号から第 13 号及び附属書類) ②その他参考資料	
工事主管課長の総合的意見	

※添付書類

(入札執行調書・設計書・調査報告書等)

住所
氏名 様

美祢市長 印

低入札価格調査の実施結果について

年 月 日実施した入札について、低入札価格調査を実施した結果は下記のとおりです。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 主 管 課	
入 札 日	年 月 日
調 査 結 果	(1) 落札者 (2) 落札金額 (3) 落札理由

※調査結果の欄の記載例

- 1 契約の内容に適合した履行がされると認め、落札者と決定致しました。
- 2 契約の内容に適合した履行がされないと認められたので、〇〇社を落札者と決定しました。